

人権かわら版36号 ステンドグラス

編集発行
長崎県人権教育啓発センター
(長崎県人権・同和对策課)

1994年に日本が批准した「子どもの権利条約」では、18歳未満の児童(子ども)を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。

また、SDGs(持続可能な開発目標)のターゲット4.1では、「2030年までに、全ての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。」となっています。

しかし、近年、このような子どもの権利が守られていない状況が社会の中で起こっています。家庭内のデリケートな問題に関わり、家族の介護や家事、きょうだいの世話等を担わざるを得ない子どもたち(ヤングケアラー)への支援が求められています。

今回は、このような状況について令和2年度子ども子育て支援調査研究事業(厚生労働省)で実施された「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)を基に実態や改善への取組について整理していきます。



ヤングケアラーとは？

法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているような子どもとされています。

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

○ヤングケアラーの実態について

「中高生の生活実態に関するアンケート調査」

問11) 家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか。

問12) 問11で「1. いる」と回答した方にお聞きます。お世話の状況についてお教えてください。

世話をしている家族の有無

(%)

	中学 二年生	全 日制 高校 二年 生	定 時 制 高 校 二 年 生 相 当	通 信 制 高 校 生
いる	5.7	4.1	8.5	11.0
いない	93.6	94.9	89.9	88.1
無回答	0.6	0.9	1.6	0.9

中学
二年
生

全
日
制
高
校
二
年
生

世話をしているために、
やりたいけれどできていないこと（複数回答）



世話をしているために、
やりたいけれどできていないこと（複数回答）



出典：「ヤングケアラー実態調査に関する調査研究」（令和3年3月）三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

◆ヤングケアラーに関する調査研究検討委員会による考察

○家族の世話をしている中高生

- ・世話をしている家族がいると回答した中学2年生は5.7%。
- ・全日制の高校2年生は4.1%で、定時制高校2年生相当は8.5%と、全日制高校に比べ、やや高い傾向。通信制高校は学年を問わず実施しているため比較は難しいが世話をしている家族がいると回答した人は11.0%であるとともに、通信制高校への入学理由や全日制高校を辞めた理由として、「家族の世話や介護」も挙げられており、進路にも影響をおよぼしていると推察される。

○家族の世話をしていることでみられる学校生活等への影響

- ・家族の世話をしている場合、「やりたいけれどできていない」ことに影響が出ている。中学2年生、高校2年生とも「自分の時間が取れない」が一番多く、次に「宿題をする時間や勉強をする時間が取れない」が二番目に多い。
- ・このことは学校生活においても影響を及ぼしており、「持ち物の忘れ物が多い」、「提出しなければいけない書類などの提出が遅れることが多い」、「宿題や課題ができていないことが多い」などの割合も高くなっている。
- ・このような学校生活等での状況はヤングケアラーである可能性を示す兆候になりうると思われる。

出典：「ヤングケアラー実態調査に関する調査研究」（令和3年3月）三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

○ヤングケアラーに対する国の取組

「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」の結果を踏まえ、国では、厚生労働省と文部科学省が、副大臣を議長とするヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携のもとプロジェクトチームを立ち上げ、連携の強化・支援の充実を図る取組を行っています。

ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告

【厚生労働省・文部科学省の副大臣を共同議長とするヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム取りまとめ】

現状・課題

- ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造。福祉、介護、医療、学校等、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等は十分でなく、地方自治体での現状把握も不十分。
- ヤングケアラーに対する支援策、支援につなぐための窓口が明確でなく、また、福祉機関の専門職等から「介護力」と見なされ、サービスの利用調整が行われるケースあり。
- ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない。

福祉、介護、医療、教育等、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、以下の取組を推進。

今後・取り組むべき施策

- 1 早期発見・把握
 - 福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティア等へのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進。
 - 地方自治体における現状把握の推進。
- 2 支援策の推進
 - 悩み相談支援
支援者団体によるピアサポート等の悩み相談を行う地方自治体の事業の支援を検討（SNS等オンライン相談も有効）。
 - 関係機関連携支援
 - ・ 多機関連携によるヤングケアラー支援の在り方についてモデル事業・マニュアル作成を実施（就労支援を含む）。
 - ・ 福祉サービスへのつなぎなどを行う専門職や窓口機能の効果的な活用を含めヤングケアラーの支援体制の在り方を検討。
 - 教育現場への支援
スクールソーシャルワーカー等の配置支援。民間を活用した学習支援事業と学校との情報交換や連携の促進。
 - 適切な福祉サービス等の運用の検討
家族介護において、子どもを「介護力」とすることなく、居宅サービス等の利用について配慮するなどヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等について地方自治体等へ周知。
 - 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援
幼いきょうだいをケアするヤングケアラーがいる家庭に対する支援の在り方を検討。
- 3 社会的認知度の向上
2022年度から2024年度までの3年間でヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、広報媒体の作成、全国フォーラム等の広報啓発イベントの開催等を通じて、社会全体の認知度を調査するとともに、当面は中高生の認知度5割を目指す。

出典：【厚生労働省・文部科学省の副大臣を共同議長とするヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム取りまとめ】

ヤングケアラーに関する情報は

子どもが子どもでいられる街に

検索

【厚生労働省】

○ヤングケアラーに対する長崎県の取組

ヤングケアラーに関わる国の取組を受けて、県においては、県内の学校を対象に「教育現場におけるヤングケアラーの実態調査」を実施し、実態の把握と施策の推進に取り組んでいます。

県では、「人権教育・啓発基本計画（第3次改訂版）」において、重要課題別施策の推進の一つに「子どもの人権」を挙げており、子どもの人権を守り、育てる取組の推進を目指しています。

子どもの人権

子どもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境を整備し、安心して子どもを生き育てることができる社会の実現をめざすとともに、子どもの人権を守り、育てるための取組を推進します。

- ①子どもの意見表明・参加が尊重される社会づくりの推進
- ②地域全体で取り組む子育ての支援と支援サービスの充実
- ③子どもの健やかな成長のための教育環境の整備
- ④支援が必要な子どものための教育相談体制の整備
- ⑤子どもの貧困対策の推進

長崎県人権教育・啓発基本計画（第3次改訂版）より

ヤングケアラーについて、令和3年度に、県内の公立及び私立の小・中学校、高等学校（全日制、定時制、通信制）、特別支援学校、合わせて590校、およそ13万1千名の児童・生徒を対象に、「教育現場におけるヤングケアラーの実態調査」を行いました。調査結果では、「ヤングケアラー」の可能性のある子どもが、県内に約300人いることがわかりました。県では、今回の調査結果を踏まえ、今後次のような取組を検討しています。

- ①国が作成したポスター、リーフレットの配布や県ホームページ等での広報啓発
- ②国の動向を踏まえ、関係機関と連携した対応
- ③関係機関に対するヤングケアラーについての研修
- ④相談窓口の周知や民間団体との連携強化

子どもの進路や学力が保障された環境や社会が確立されるためにも、「子どもの人権」が大切にされるような人権教育の推進と啓発が重要となります。

「ヤングケアラー実態調査」（長崎県）に関する情報の検索

長崎県 子ども家庭課 検索

ヤングケアラー相談窓口を紹介します

「子どもヤングケアラー総合相談窓口」

- 住所：長崎市上町1番33号 長崎市社会福祉会館3階
一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき 内
- 対応時間：月曜～金曜 10時～19時
- 電話番号：095-893-6266



LINE



mail

☎ 電話で話しにくい時はLINEやメールで相談ができます。

☎ 土日祝日や時間外なども相談できます。（※必ず予約が必要です。）

長崎県人権教育啓発センター （県人権・同和対策課内）

〒850-8570
長崎市尾上町3-1 県庁内
TEL 095-826-2585 FAX 095-826-4874

開館：平日、土曜、日曜（午前9時～午後5時まで）
休館：祝日、振替休日、年末年始

長崎県人権・同和対策課

検索

